

平成二十七年五月二十六日提出
質問第一四二二号

「歴史認識」に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

「歴史認識」に関する質問主意書

一 我が国は、千九百四十三年十二月一日に示されたいわゆる「カイロ宣言 (Cairo Communique)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同宣言に従っているか。

二 我が国は、千九百四十五年七月二十六日に発せられたいわゆる「ポツダム宣言 (Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同宣言に従っているか。

三 我が国は、千九百四十五年九月二日に署名されたいわゆる「降伏文書 (Instrument of Surrender)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同文書に従っているか。

右質問する。